

技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果 概要

失踪事案に関する調査

(1) 調査対象

平成29年1月～平成30年9月に不法残留等により入国警備官の聴取を受けて聴取票が作成された失踪技能実習生5,218人に係る実習実施機関4,280機関につき、調査実施。

(2) 調査実施状況

実地調査 1,555機関（失踪技能実習生2,025人分）
電話・書面調査 2,177機関（同2,473人分）
協力拒否 113機関（同155人分）
倒産，所在不明等 270機関（同320人分）
失踪後に別途調査済み 165機関（同245人分）

(3) 調査結果（軽微な書類不備に係るものを除く。）

(2) の結果，721人（631機関），延べ数では893人分の不正行為等の疑いを認めた。

(2) により，38人（31機関），延べ数では44人分は既に不正行為措置済みであった。

これらの合計は，759人（662機関），延べ数では937人分であり，延べ数の内訳は，

- ・最低賃金違反 58人（うち措置済み1人）
- ・契約賃金違反 69人（うち措置済み5人）
- ・賃金からの過大控除 92人
- ・割増賃金不払い 195人（うち措置済み19人）
- ・残業時間等不適正 231人（うち措置済み8人）
- ・その他の人権侵害 36人（うち措置済み6人）（不当な外出制限，暴行等）
- ・書類不備 222人
- ・その他の不正行為等 34人（うち措置済み5人）（技能実習計画と実習内容の齟齬等）

であった。

(4) 対応措置

- ・労働関係法令違反の疑いがある事案は，全て労働基準監督機関へ通報済み。
- ・今後，労働基準監督機関の監督指導結果等を踏まえ，処分，指導等を予定。
- ・今回の調査対象機関で技能実習生在籍中のものは，H31年度末までに機構等が実地検査。

死亡事案に関する調査

(1) 調査対象

平成24年～平成29年（6年分）の技能実習生の死亡事案171件

把握済みの128件に加え，監理団体等の報告漏れ，入管局の記載漏れ等の43件（参考）在留技能実習生の総数：約15万人（H24）～約27万人（H29）

(2) 調査方法

- ・事案発生当時の報告書，死亡診断書等の記録を精査・分析
- ・実習実施機関等から補充資料を追加入手

(3) 調査結果

実習中の事故死 28件（漁船の転覆，大型資材による圧死等）

実習外の事故死 53件（交通事故，海水浴中の溺死等）

病死 59件

自殺 17件

殺人又は傷害致死による死亡 9件（同僚実習生によるもの3件）

その他 5件（自殺か事故か断定できないもの3件，解剖するも死因不明2件）

(4) 「死亡事案一覧」の死亡原因が溺死等である事例について

- ・溺死は，(3)の が2件， が15件（遊泳中事故等）， が3件（私的な悩み等）など。
- ・凍死の1件は，(3)の （飲酒して外出し，山林中で凍死）。

(5) 関係機関の対応状況等

- ・一時帰国中の事案を除き，警察，労基署等が必要な対応を実施。
- ・業務上の事故又は通勤による事故については労災認定。

新制度の運用状況等

(1) 新制度による適正化は、全体として一定程度機能

13か国と二国間取決めを作成し、不適正な送出機関の排除等に一定の効果。機構が実習実施者、監理団体を計画的に実地検査（H30.12末現在7,000件以上）。機構が技能実習生の保護・支援を実施（母国語相談はH31.2月上旬現在約2,300件）。技能実習計画の認定制度の運用を通じ、制度の適正化に努めている。事業協議会等を通じた適正化の取組がみられる。新制度入国者の失踪率は、旧制度入国者の失踪率よりも低い（下欄の表参照）。

(2) 失踪、死亡事案等に対する対応体制には、以下の課題

失踪事案の届出受理後の証拠収集等の初動対応が必ずしも十分ではない。聴取票の聴取項目が不十分であり、聴取結果が有効に活用されていない。入管当局における死亡事案の把握が不十分であった。人権侵害行為の禁止規定等の適用実績が少ない。

新制度下で受け入れた技能実習生の失踪状況等

(1) 失踪者数の推移

	(a) 前年末在留技能実習生数 + 当年新規入国技能実習生数（人）	(b) 失踪者 （人）	(c) (b)の(a)に対する 割合
平成27年	264,630	5,803	約2.2%
平成28年	298,786	5,058	約1.7%
平成29年	356,276	7,089	約2.0%
平成30年	424,394	9,052	約2.1%

(2) 新規入国当年中の失踪状況の比較

平成29年新規入国の旧制度の技能実習生と平成30年新規入国の新制度の技能実習生につき、入国当年中の失踪状況を比較

	入国者(人)	入国当年の失踪者(人)	失踪率
平成29年（旧制度）	127,657	1,163	約0.9%
平成30年（新制度）	130,699	658	約0.5%

(3) 新規入国後約1年経過時点の失踪状況

平成30年2月・3月入国の技能実習生の平成31年2月末時点の失踪状況を比較

	H30.2~3の入国者(人)	H31.2末時点失踪者(人)	失踪率
総数	10,626	243	約2.3%
旧制度	4,758	158	約3.3%
新制度	5,868	85	約1.4%

運用の改善方策

(1) 失踪，死亡事案等への対応の強化

初動対応の強化

機構又は入管が，事案発生後速やかに実地検査を行うなどし，実習生の賃金等に関する証拠を確認・保全。不正等があれば通報，処分等。

聴取票の在り方の見直し

- ・聴取票の様式を改善し，十分な聴取項目を設ける。
- ・専門性を有する入国審査官が聴取を行い，も踏まえ，事実を解明。

入管当局における死亡事案の把握の徹底（関係情報の定期的な照合確認）

失踪に帰責性がある実習実施者は，一定期間新規受入れを停止（省令等の改正）

(2) 失踪等の防止に資する制度の適正化の一層の推進

二国間取決めの対象国拡大及び運用強化

- ・中国，インドネシア等との二国間取決めの作成を急ぐ。
- ・送出国への通報や処分要請などによる送出国の適正化を更に強化。

口座振込み等による報酬支払いを求める措置の導入

特定技能制度と同様に，報酬の支払いは口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うものとする（省令等の改正）。

在留カード番号を活用した不法就労等の摘発強化

外国人雇用状況届出事項に在留カード番号を追加し，厚労省と法務省の情報共有や，警察等との連携を通じ，不法就労等の摘発・処分を強化。

特定技能への移行についての周知徹底

監理団体，実習実施者及び実習生に対し，技能実習の修了後の特定技能への移行について丁寧に周知。

技能実習生に対する支援・保護の強化

母国語相談，実習先変更支援等の支援制度や総合的対応策に基づく支援策の周知を徹底し，これらの活用の拡大を通じ，実習生の保護を強化。

迅速・広汎な情報共有に基づく厳正な審査・検査

実地検査結果や送出国の情報など各種情報を機構，入管及び厚労省が迅速に共有。実習実施者や監理団体に対する審査や検査等を厳正に実施。

(3) 前記施策実施のための入管及び機構の体制の強化